

令和3年12月1日

三重県糖尿病療養指導士 認定規定

受験資格：

- ① 医師、歯科医師、看護師、准看護師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、**歯科衛生士**の資格を取得した後3年間の経験があること。
- ② 糖尿病療養指導に従事した期間が1年以上あること。
- ③ 日本糖尿病協会三重県支部が主催する「糖尿病療養指導師育成のための講習会」を連続する2年のうち2回以上聴講し、合計点数（以下の表を参照）が3点以上あること。※特例あり
- ④ 日本糖尿病協会の会員であること。（現在未入会の方は入会の手続きをしてください）

講習会への出席	点数
糖尿病療養指導士育成のための講習会（夏季実施）	1点
糖尿病療養指導士育成のための講習会（冬季実施）	2点

※中止となった令和2年9月26日開催予定の「第45回糖尿病療養指導師育成のための講習会」または令和3年1月30日開催予定の「第46回糖尿病療養指導師育成のための講習会」への参加により受験資格を取得予定であった受験者に対し、本年10月9日に開催した「第47回糖尿病療養指導師育成のための講習会」への参加とともに「糖尿病療養指導自験例の記録」をさらに1例追加し、合計3例分の提出により受験資格とする。（今回のみの特例）

受験手続：当支部の準備した以下の書類に記載し、令和4年1月31日までに
三重県糖尿病療養指導士認定機構に提出すること（消印有効）。

- 1) 受験申込書
- 2) 履歴書
- 3) 糖尿病療養指導に従事した証明書
- 4) 経験した療養指導症例の記録（2例または3例）
- 5) 「糖尿病療養指導師育成のための講習会」受講書貼り付け用紙。

試験：

第6回認定試験は、令和4年4月3日（日）に実施する。

手数料など

受験料及び事務手数料、認定証発行料など、合計10,000円を、令和4年1月31日までに下記の口座に振り込むこと。

ただし、いかなる事情があっても返金には応じない。

既に日本糖尿病療養指導士（CDEJ）に認定されている人への対応：

既に日本糖尿病療養指導士（CDEJ）に認定されている人で、三重県糖尿病療養指導士の認定を希望する者は、所定の用紙に記入の上、CDEJ 認定書のコピーと共に申請すること。

試験を受ける必要はない。

認定料および事務手数料は 5,000 円とし、下記の銀行口座へ令和 4 年 1 月 31 日までに振り込むこと。

ただし、いかなる事情があっても返金には応じない。

【受験料および認定料などの振込先】

百五銀行川原町支店 普通 305044番
三重県糖尿病協会 代表 住田 安弘（スミダ ヤスヒロ）

【追補】

受験資格 1) に作業療法士を加えた。（平成 29 年 3 月 27 日）

受験資格 1) に歯科衛生士を加えた。（令和 3 年 1 月 2 日）

お問い合わせは、〒510-0016 四日市市羽津山町 10-8

JCHO 四日市市羽津医療センター内

日本糖尿病協会三重県支部 三重県糖尿病療養指導士認定機構事務局

まで往復はがきで送付ください。

以 上